

新潟市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第30号

新潟市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市介護保険条例施行規則（平成12年新潟市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

条例第12条第1項第6号の規則で定める要件は、第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）のうち介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第1号イ（1）、同号ハ、第2号イ、第3号イ、第4号イ若しくは第5号イ又は条例第3条第1項第6号ア、第7号ア若しくは第8号アに該当する第1号被保険者であって、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

（1） 当該第1号被保険者が課される保険料について条例第3条第2項に定める額を適用してもなお要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であるもの又はこれに準ずるものとして市長が認めるもの

（2） 条例第12条第1項の規定の適用を受けようとする保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の課税において、当該第1号被保険者の属する世帯とは別の世帯に属する者の同法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族となっていないこと。

別記様式第5号の2（表）及び別記様式第5号の3（表）中

「

区 分 の 根 拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給	
	あなたの市民税課税状況	
	世帯全員の市民税課税状況	
	あなたの年金収入額(※1)と市民税合計所得金額(※2)の合計額の状況	
	あなたの市民税合計所得金額状況(※2)	

※1 「年金」とは、国民年金、厚生・共済年金等、老齢や退職により受給する市民税課税対象となる年金です。  
 ※2 合計所得金額は、税法上の各種所得控除前の所得金額で、実際の収入とは異なります。

を

「

区 分 の 根 拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給	
	あなたの市民税課税状況	
	世帯全員の市民税課税状況	
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況	
	あなたの合計所得金額(※1)の状況	

※1 合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額(※2)－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)  
 ※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前)の所得金額です。  
 (第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

に改める。

別記様式第5号の4(表)及び別記様式第5号の5(表)中

「

区 分 の 根 拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給	
	あなたの市民税課税状況	
	世帯全員の市民税課税状況	
	あなたの年金収入額(※1)と市民税合計所得金額(※2)の合計額の状況	
	あなたの市民税合計所得金額状況(※2)	

※1 「年金」とは、国民年金、厚生・共済年金等、老齢や退職により受給する市民税課税対象となる年金です。  
 ※2 合計所得金額は、税法上の各種所得控除前の所得金額で、実際の収入とは異なります。

を

「

区 分 の 根 拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給	
	あなたの市民税課税状況	
	世帯全員の市民税課税状況	
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況	
	あなたの合計所得金額(※1)の状況	

※1 合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額(※2)－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)  
 ※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前)の所得金額です。  
 (第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

に改める。

別記様式第5号の6(表)中

「

区分の 根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給		
	あなたの市民税課税状況		
	世帯全員の市民税課税状況		
	あなたの年金収入額(※1)と市民税合計所得金額(※2)の合計額の状況		
	あなたの市民税合計所得金額状況(※2)		

※1 「年金」とは、国民年金、厚生・共済年金等、老齢や退職により受給する市民税課税対象となる年金です。

※2 合計所得金額は、税法上の各種所得控除前の所得金額で、実際の収入とは異なります。

」

を

「

区分の 根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給		
	あなたの市民税課税状況		
	世帯全員の市民税課税状況		
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況		
	あなたの合計所得金額(※1)の状況		

※1 合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額(※2)－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)

※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前)の所得金額です。  
(第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

」

に改める。

別記様式第5号の7(表)中

「

区分の 根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給		
	あなたの市民税課税状況		
	世帯全員の市民税課税状況		
	あなたの年金収入額(※1)と市民税合計所得金額(※2)の合計額の状況		
	あなたの市民税合計所得金額状況(※2)		

※1 「年金」とは、国民年金、厚生・共済年金等、老齢や退職により受給する市民税課税対象となる年金です。

※2 合計所得金額は、税法上の各種所得控除前の所得金額で、実際の収入とは異なります。

」

を

「

区分の 根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給		
	あなたの市民税課税状況		
	世帯全員の市民税課税状況		
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況		
	あなたの合計所得金額(※1)の状況		

※1 合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額(※2)－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)

※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前)の所得金額です。  
(第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

」

に改める。

別記様式第8号(表)中

「

保険料段階				
区分の根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給			
	あなたの市民税課税状況			
	世帯全員の市民税課税状況			
	あなたの年金収入額と合計所得金額の合計額の状況			
期	保険料段階	段階別年額 a	該当月数 b/c	保険料額 a×b÷c
	①段階別保険料額	円	月	円
		円		円
合計 ※100円未満切り捨て				円
②減免額、軽減額※算出根拠は別途減免決定通知書参照				円
③確定保険料年額(①-②) ※100円未満切り捨て				円

期別金額の計算方法

④仮徴収保険料額合計(4月期から8月期)	円	10月期・12月期・2月期の保険料額	
10月期保険料額	円	③	円-④
12月期保険料額	円	回( 月期以降の年金天引き回数)	円 = 円
2月期保険料額	円	※100円未満の端数は10月期にまとめて徴収されます。	

を

「

保険料段階				
区分の根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給			
	あなたの市民税課税状況			
	世帯全員の市民税課税状況			
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況			
期	保険料段階	段階別年額 a	該当月数 b/c	保険料額 a×b÷c
	①段階別保険料額	円	月	円
		円		円
合計 ※100円未満切り捨て				円
②減免額、軽減額※算出根拠は別途減免決定通知書参照				円
③確定保険料年額(①-②) ※100円未満切り捨て				円

期別金額の計算方法

④仮徴収保険料額合計(4月期から8月期)	円	10月期・12月期・2月期の保険料額	
10月期保険料額	円	③	円-④
12月期保険料額	円	回( 月期以降の年金天引き回数)	円 = 円
2月期保険料額	円	※100円未満の端数は10月期にまとめて徴収されます。	

※1 合計所得金額=地方税法上の合計所得金額(※2)-土地建物の譲渡所得特別控除額-公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)

※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前の所得金額です。

(第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

に改める。

別記様式第8号の2(表)中

」

」

「

保険料段階				
区分の根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給			
	あなたの市民税課税状況			
	世帯全員の市民税課税状況			
	あなたの年金収入額と合計所得金額の合計額の状況			
期	保険料段階	段階別年額 a	該当月数 b/c	保険料額 a×b÷c
	①段階別保険料額	円	月	円
		円		円
合計 ※100円未満切り捨て				円
②減免額、軽減額※算出根拠は別途減免決定通知書参照				円
③確定保険料年額(①-②) ※100円未満切り捨て				円

期別金額の計算方法

④暫定保険料額合計(第1期から第3期)	円	第4期から第12期までの各期保険料額	
第4期保険料額	円	③ 円-④ 円 =	円
第5期から第12期までの各期保険料額	円	9回(今後の納付月数)	
※100円未満の端数は第4期で調整します。			

」

を

「

保険料段階				
区分の根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給			
	あなたの市民税課税状況			
	世帯全員の市民税課税状況			
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況			
期	保険料段階	段階別年額 a	該当月数 b/c	保険料額 a×b÷c
	①段階別保険料額	円	月	円
		円		円
合計 ※100円未満切り捨て				円
②減免額、軽減額※算出根拠は別途減免決定通知書参照				円
③確定保険料年額(①-②) ※100円未満切り捨て				円

期別金額の計算方法

④暫定保険料額合計(第1期から第3期)	円	第4期から第12期までの各期保険料額	
第4期保険料額	円	③ 円-④ 円 =	円
第5期から第12期までの各期保険料額	円	9回(今後の納付月数)	
※100円未満の端数は第4期で調整します。			

※1 合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額(※2)－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)

※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前)の所得金額です。

(第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

」

に改める。

別記様式第8号の3(表)中

「

保険料段階				
区分の根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給			
	あなたの市民税課税状況			
	世帯全員の市民税課税状況			
	あなたの年金収入額と合計所得金額の合計額の状況			
	あなたの市民税合計所得金額状況			
期	保険料段階	段階別年額 a	該当月数 b/c	保険料額 a×b÷c
①段階別 保険料 額		円	月	円
		円		円
	合計 ※100円未満切り捨て			円
②減免額、軽減額※算出根拠は別途減免決定通知書参照				円
③確定保険料年額(①-②) ※100円未満切り捨て				円

期別金額の計算方法

④暫定保険料額合計(第1期から第3期)	円	第4期から第12期までの各期保険料額
第4期保険料額	円	③ 円 - ④ 円 = 円
第5期から第12期までの各期保険料額	円	9回(今後の納付月数)
		※100円未満の端数は第4期で調整します。

を

「

保険料段階				
区分の根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給			
	あなたの市民税課税状況			
	世帯全員の市民税課税状況			
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況			
	あなたの合計所得金額(※1)の状況			
期	保険料段階	段階別年額 a	該当月数 b/c	保険料額 a×b÷c
①段階別 保険料 額		円	月	円
		円		円
	合計 ※100円未満切り捨て			円
②減免額、軽減額※算出根拠は別途減免決定通知書参照				円
③確定保険料年額(①-②) ※100円未満切り捨て				円

期別金額の計算方法

④暫定保険料額合計(第1期から第3期)	円	第4期から第12期までの各期保険料額
第4期保険料額	円	③ 円 - ④ 円 = 円
第5期から第12期までの各期保険料額	円	9回(今後の納付月数)
		※100円未満の端数は第4期で調整します。

※1 合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額(※2)－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)

※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前)の所得金額です。

(第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

に改める。

別記様式第8号の4(表)中

「

保険料段階				
区分の 根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給			
	あなたの市民税課税状況			
	世帯全員の市民税課税状況			
	あなたの年金収入額と合計所得金額の合計額の状況			
	あなたの市民税合計所得金額状況			
期	保険料段階	段階別年額 a	該当月数 b/c	保険料額 a×b÷c
①段階別 保険料 額		円	月	円
		円		円
	合計 ※100円未満切り捨て			円
②減免額、軽減額※算出根拠は別途減免決定通知書参照				円
③確定保険料年額(①-②) ※100円未満切り捨て				円

を

保険料段階				
区分の 根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給			
	あなたの市民税課税状況			
	世帯全員の市民税課税状況			
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況			
	あなたの合計所得金額(※1)の状況			
期	保険料段階	段階別年額 a	該当月数 b/c	保険料額 a×b÷c
①段階別 保険料 額		円	月	円
		円		円
	合計 ※100円未満切り捨て			円
②減免額、軽減額※算出根拠は別途減免決定通知書参照				円
③確定保険料年額(①-②) ※100円未満切り捨て				円

※1 合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額(※2)－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)

※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前)の所得金額です。

(第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

に改める。

別記様式第9号(表)、別記様式第10号(表)及び別記様式第11号(表)中

区分の 根拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給		
	あなたの市民税課税状況		
	世帯全員の市民税課税状況		
	あなたの年金収入額(※1)と市民税合計所得金額(※2)の合計額の状況		
	あなたの市民税合計所得金額状況(※2)		

※1 「年金」とは、国民年金、厚生・共済年金等、老齢や退職により受給する市民税課税対象となる年金です。

※2 合計所得金額は、税法上の各種所得控除前の所得金額で、実際の収入とは異なります。

を

区分の 根 拠	老齢福祉年金受給又は生活保護受給		
	あなたの市民税課税状況		
	世帯全員の市民税課税状況		
	あなたの課税年金収入額と合計所得金額(※1)の合計額の状況		
	あなたの合計所得金額(※1)の状況		

※1 合計所得金額＝地方税法上の合計所得金額(※2)－土地建物の譲渡所得特別控除額－公的年金等に係る雑所得(市民税非課税者のみ)

※2 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前(損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合は控除前)の所得金額です。  
(第1号被保険者の介護保険料の段階判定に用いる所得金額は、平成30年度から上記※1の額を用います。)

」

に改める。

別記様式第21号(表)中「低所得者、譲渡所得者)。」を「低所得者)。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市介護保険条例施行規則の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。